

## 〈第3号〉

### 第9期 事業計画

自 2019年7月 1日

至 2020年6月30日

#### 1. 活動理念

- ① 不動産に係る権利の明確化に寄与する
- ② 公共の利益となる事業の速やかな実施に寄与する
- ③ 官公署による、登記に関する事業の迅速な実施に寄与する

#### 2. 事業計画

- (ア) 公共嘱託に関する受託事業
- ・ 問題解決型（相談、提案重視）事業展開の推進
  - ・ 業務処理後の検討と改善策の検討の充実
  - ・ 登記アドバイザーの更なる活用
  - ・ 官公署における未登記処理事件解決の推進
- (イ) 地図整備の促進に係る事業
- ・ 長野地方法務局が実施する法務局備付地図作成作業への参加
  - ・ 長野市吉田一丁目、三丁目の各一部地区0.49平方キロメートル、約2600筆についての登記所備付地図作成作業における全筆界点確定の推進
- (ウ) 国土調査法第19条第5項指定に係る事業
- ・ 事業を実施する計画機関へ作業機関として専門性の知識と技術の支援
  - ・ 作業機関として専門性の知識と技術の積極的な取得
- (エ) 不測の災害に備えた体制づくりと予算措置
- ・ 地方税法第381条第7項に基づく復興支援事業
  - ・ 長野県との防災協定締結促進
- (オ) 公共基準点設置に関わる事業
- ・ 登記所備付地図作成作業を受託した際の追加的公共基準点設置作業の実施および既存基準点の点検整備
  - ・ 1級公共基準点「Ⅷ系原点」（長野県南佐久郡南牧村）周辺整備および維持管理（やぐら・真北のさくら・説明板等）
  - ・ 1級公共基準点「日本で海岸線から一番遠い地点」（長野県佐久市田口）の維持管理

- ・長野県の重心へ1級公共基準点「信濃の国の重心」（長野県塩尻市）の設置作業、並びに周辺整備と維持管理
  - ・飯田地区公共基準点設置事業の支援及び促進
  - ・長野県及び市町村内に公共の利益（例：観光資源等）の一助となる1級公共基準点設置事業の推進
- (カ) 不動産の権利の明確化啓発事業
- ・県下小中学校グラウンドのトラックライン等の指標設置協力について好評につき、継続事業とする
  - ・官公署未登記建物表題登記実施事業の推進
  - ・昨期好評だった一般市民への啓発活動として公開講座を積極的に開催する
- (キ) 公式ホームページの活用の取り組み
- ・内部機関紙であった「公嘱しなの」をより啓発に活用するため、事例特集・権利の明確化事業の詳細を掲示した内容とし、官公署および学校等に紹介する
  - ・ホームページに「公嘱しなの」を掲載するとともに、市民へ特に関係の深い事業を紹介する
- (ク) 嘱託登記ハンドブック発行に向けた取り組み
- ・嘱託登記事業の啓発と理解促進のため「嘱託登記ハンドブック」の作成の資料収集を行い、発行に向けた取り組みを継続する
- (ケ) 機密の保持及び情報セキュリティの取り組み
- ・常に個人情報の取り扱いには注意を払い、個人情報の漏えい、紛失などを防止するために適正な安全対策を行う
  - ・情報漏えい・サイバー攻撃・フィッシング詐欺等の情報セキュリティ被害を回避するため、セキュリティ機器等を最新の状態に保ち情報管理体制を強化する
- (コ) 公益目的事業の更なる合理的推進
- ・社員情報のデータベースについて更なる充実を図る
  - ・専門性の知識と技術向上のため人財を育成する
- (サ) 公益目的事業推進における取り組み
- ・社員が作業をする際、安全のため安全ベストおよびユニフォームを着用し、さらに着用することによる協会の啓発活動並びに公益目的事業を推進する
  - ・名誉ある公益社団法人の構成員としての自覚を常に持ち、技術および資質向上に努め、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する